



た特許料に相当する金額を差し引いた金額とする。

2 戰時特別措置によつて取り消され、又は特許権者である連合国人の自由な意思に基かないで譲渡された特許権（連合国人工業所有権戦後措置令第五条の規定により同条に規定する期間中におけるその特許発明の実施又は特許権の消滅に対する報酬又は損害賠償の請求権が放棄されたもの）を除く。）について生じた損害額は、その特許権が存続すべかりし期間中に、その特許発明を実施した者が支払うべきであつた特許実施料に相当する金額から同期間にその特許権者が日本政府に対し納付すべきであつた特許料に相当する金額を差し引いた金額とする。

3 特許料の不納又は存続期間の満了によつて消滅した特許権（連合国人工業所有権戦後措置令第五条の規定により同条に規定する期間中ににおけるその特許発明の実施又は特許権の消滅に対する報酬又は損害賠償の請求権が放棄されたものを除く。）について生じた損害額は、その特許権が存続すべかりし期間中に、その特許発明を実施した者が支払うべきであつた特許実施料に相当する金額から同期間にその特許権者が日本政府に対し納付すべきであつた特許料に相当する金額を差し引いた金額とする。

4 前三項の規定において、特許発明を実施した者がその実施した特許発明につき支払うべきであつた特許実施料は、その特許権について開戦時ににおいて実施契約が存していなかったときは、その実施契約に定められた特許実施料、開戦時ににおいて実施契約が存していなかつたときは、その特許権と類似の特許権について開戦時ににおいて存していた実施契約に定められていて特許実施料の計算方法に準じて算出する。

5 前項に規定する実施契約中に特許権者が実施権者に対し履行すべき義務又は実施権者が特許権者から受けることができる利益について定があるときは、第一項から第三項までに規定する期間中その義務が履行されず、又はその利益を受けることができなかつたことにより特許発明を実施した者が受けた不利益を差しやくして、その者が支払うべき特許実施料を計算することができる。

6 第二項から前項までの規定は、実用新案権及び意匠権について準用する。

#### （商標権の損害）

**第十一条** 戰時特別措置による取消又は存続期間の満了によつて消滅した商標権について生じた損害額は、その商標を使用した者がその商標を使用したことによつて受けた利益に相当する金額とし、その商標の信用を開戦時の状態に回復するため補償時において必要な金額との合計額とする。

#### （株式の損害）

**第十二条** 第二条第二項第二号及び第三号に掲げるものの以外の会社の株式について生じた損害額は、当該株式の発行会社について第十二条の規定により計算した損害額に、開戦時における当該会社の払込済資本金の額に対し連合国人が開戦時において有していた当該会社の株式の払込済株金額が有する割合を乗じて得た金額とする。

#### （会社の損害額の計算）

2 返還前に残余財産の分配が行われた会社の株式について生じた損害額は、返還前の分配額に相当する金額を前項の金額に加算した金額とする。

#### （会社の損害額の計算）

3 会社が本邦内に有していた財産について生じた第四条第一項に規定する損害額を第五条から前条までの規定に準じて算出した金額から左に掲げる金額を差し引いた金額とする。

#### （会社の損害額の計算）

4 会社が企画再建整備法（昭和二十一年法律第十四号）又は金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）に規定する特別損失又は確定損を生じたものにおける場合において、当該特別損失又は確定損が債務の切捨てによつて補てんされたときは、その切り捨てられた債務のうち会社が開戦時ににおいて有していたものの額

#### （補償金額）

**第十四条** 第十三条の規定により日本政府に対し補償を請求することができる者

（以下「請求権者」という。）に支払われる補償金額は、前章の規定により算出された損害額から左の各号に掲げる金額を差し引いた金額とする。

1 日本銀行が管理する特殊財産管理勘定に属する資金のうち、請求権者又はその代理人によって引き出された金額とする。

2 日本国は、第七条から第九条までに規定する金銭債権、公債等又は特許実施料が円貨以外の通貨（以下本項において「外貨」という。）により表示され、外貨により支払われるべきものである場合又は円貨で表示されているが特約をもつて確定換算率により換算された外貨で支払われるべきものと定められている場合においては、補償金の外貨による支払を承認するものとし、日本の為替状態の許す最もすみやかな時期において、外國為替に関する法令の規定に従い、請求権者が補償金の外貨による支払を受けなければならない。

3 受けた者がその価値増加分の除去を要求しなかつたときは、補償時ににおけるその価値増加分の価値に相当する金額

#### （補償請求の方法及び期限）

**第十五条** 請求権者は、その所属する国の政府を経てその国と日本国との間に効力の発生した平和条約の効力発生時から十八月以内に、日本政府に対し、補償金支払請求書を提出しなければならない。

#### （補償請求の方法及び期限）

2 前項に規定する補償金支払請求書には、請求権者が第三条第四項又は第五項の規定により補償の請求をできるものであること及び請求権者が第一項に規定する期間内に補償金支払請求書を提出しないときは、その請求権者は、補償金の支払請求権を放棄したものとみなす。

#### （補償金額の支払）

3 請求権者が第一項に規定する期間内に補償金支払請求書を提出しないときは、その請求権者は、補償金の支払請求権を放棄したものとみなす。

#### （補償金額の支払）

4 日本国政府は、前条第一項の規定により補償金支払請求書が請求権者から提出されたときは、これを審査し、その請求金額を支払うべきものであると認めたときは、遅滞なく、その金額を請求権者に支払わなければならない。

#### （合併した会社等の株式の損害額）

3 会社が戦争の結果受けた損害を補てんするため減資した場合において、連合国人以外の株主の払込によつてその資本を補充したときは、その補充した金額を差し引いた金額とする。

#### （補償金額）

**第十六条** 日本国政府は、前条第一項の規定により補償金支払請求書が請求権者から提出されたときは、これを審査し、その請求金額を支払うべきものであると認めたときは、遅滞なく、その金額を請求権者に支払わなければならない。

（補償金の円貨による支払）

**第十七条** 前条の規定により支払うべき補償金は、本邦内において円貨で支払われるものとし、その受領者による外國向送金については、

1 外國為替に関する法令に従つものとする。

#### （補償金の円貨による支払）

2 日本国は、第七条から第九条までに規定する金銭債権、公債等又は特許実施料が円貨以外の通貨（以下本項において「外貨」という。）により表示され、外貨により支払われるべきものである場合又は円貨で表示されているが特約をもつて確定換算率により換算された外貨で支

#### （補償金の円貨による支払）

3 前項の場合において、請求権者が補償金の円貨による支払を承認したときは、日本政府は、その補償金を補償時の公定外国為替相場により換算した円貨で支払うことができるようにならなければならない。

#### （審査請求）

4 前項の場合は、第十六条第二項の規定により通知された金額に不服がある者は、第二十条に規定する連合国財産補償審査会に対し審査請求をすることができる。

#### （審査請求）

5 前項の審査請求に関する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文の期間は、第十六条第二項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して三月とする。

#### （審査請求）

（補償金の支払の限度）

**第十八条** 第十六条第二項の規定により通知された代理人在同審査会に出頭させて意見を陳述させることを請求することができる。

#### （補償金の支払の限度）

2 前三项の規定は、日本政府と当該請求権者の所属する国の政府との間に特別の協定がある場合には適用しない。

#### （補償金の支払の限度）

3 請求権者は、連合国財産補償審査会に対し、自ら同審査会に出席して意見を陳述することを請求することができる。

#### （補償金の支払の限度）

4 前三项の規定は、日本政府と当該請求権者の所属する国の政府との間に特別の協定がある場合には適用しない。

#### （補償金の支払の限度）

5 前項の場合は、日本政府は、支払うべき補償金額の合計額が一会计年度において百億円を超過するときは、その超過額に相当する補償金は、翌会計年度において支払うものとする。

#### （補償金の支払の限度）

6 日本国政府は、第十八条の規定に基づく審査請求を審査させるため、財務省に、政令で定めるところにより、連合国財産補償審査会を置くことができる。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。